平成２５年（フ）第１５４７号
埼玉県蕨市南町３丁目14番11号
債務者　株式会社武屋
代表者代表取締役　武藤　克人
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀之内幸雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５４８号
神奈川県横浜市鶴見区大黒町３番53号
債務者　株式会社タケヤ
代表者代表取締役　武藤　克人
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀之内幸雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１１号
群馬県高崎市柴崎町860番地３
債務者　鈴木　宏始
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島慎太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前11時５分
6　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１５４号
福島県郡山市富久山町久保田字水口18番地の２　第１藤ノ井マンション206号、前住所福島県郡山市富久山町久保田字岡ノ城89番地の16
債務者　緑川　　実
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉津　健三
4　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
北九州市小倉北区片野１丁目11番18―203号
債務者　加藤　泰美
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春田　康秀
4　破産債権の届出期間　平成26年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６６０号
岡山県加賀郡吉備中央町吉川4028番地３
債務者　山本　祥作
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　**隆**司
4　破産債権の届出期間　平成26年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８４号
愛媛県松山市太山寺町333番地１　三光団地37棟１号
債務者　渡部　武良
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　　晃
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月８日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５号
岩手県滝沢市巣子72番地64
債務者　薄井　　豊
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細井　　洋
4　破産債権の届出期間　平成26年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４号
盛岡市神明町６番６号　飛島三共プラザ301号、住民票上の住所盛岡市緑が丘４丁目８番４号
債務者　照井　　昭
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小保内義和
4　破産債権の届出期間　平成26年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２号
香川県高松市中山町836番地１
債務者　北原　正和
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前９時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　浩司
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９号
香川県高松市中山町836番地１
債務者　北原　章司
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前９時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　浩司
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月５日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５８号
福岡市博多区博多駅南３丁目17番10―201号
債務者　林　　勝人
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山出　和幸
4　破産債権の届出期間　平成26年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６３号
福岡県直方市大字頓野4142番地１　フォーレスト頓野105号、前住所福岡県直方市湯野原１丁目７番10号
債務者　石橋　悟朗（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　隆
4　破産債権の届出期間　平成26年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第３５５号
沖縄県那覇市田原３丁目７番地１　小禄住宅２―202
債務者　竹之内一夫
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　恵実
4　破産債権の届出期間　平成26年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月９日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部